毎週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

告 示

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧

1

富山県告示第224号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営桐谷地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類県営桐谷地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和5年5月10日から 令和5年6月7日まで
- 3 縦覧の場所富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、

1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を 代表する者は、富山県知事となります。)、当該審査請求に対する裁決の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第225号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営黒瀬谷地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律 第 195号) 第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類 県営黒瀬谷地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和5年5月10日から 令和5年6月7日まで
- 3 縦覧の場所 富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌 日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができま す。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、 1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を 代表する者は、富山県知事となります。)、当該審査請求に対する裁決の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第226号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営平岡地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類 県営平岡地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間令和5年5月10日から

令和5年6月7日まで

3 縦覧の場所富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、 1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を 代表する者は、富山県知事となります。)、当該審査請求に対する裁決の取消 しの訴えのみ提起することができます。

令和5年5月10日印刷発行

発 行 富

山

県